

罹災証明書・被災届出証明書 罹災届出証明（事業者用）

山元町役場税務課 TEL37-1114

この度の令和4年福島県沖を震源とする地震により、住家等に被害を受けた方に対し、罹災証明書・被災届出証明書・罹災届出証明書（事業者向け）の申請受付を行います。

○罹災証明書

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）に基づいて被害状況の現地調査を行い、その確認結果に基づき住家の被害程度を判定し、町長が発行する証明書です。

※被害程度とは、「全壊」・「大規模半壊」・「中規模半壊」・「半壊」・「準半壊」・「準半壊に至らない（一部損壊）」の区分です。証明書は1週間程度で郵送発行します。

※また、「準半壊に至らない（一部損壊）」の罹災証明書は、被災状況がわかる写真等を提示いただき、「準半壊に至らない（一部損壊）」の被害で結果に同意できる方に発行することもできます。

※住家とは実際に居住に用いられている建物のことを言います。

○被災届出証明書

住家以外の建物や家財道具または自動車等が対象で町に対して被災届出がなされたことを証明するものです。提示いただいた被災状況がわかる写真等により確認し、証明書は1週間程度で郵送発行します。

○罹災届出証明書（事業者向け）

罹災届出証明書（事業者向け）とは、事業用資産が対象で町に対して罹災届出がなされたことを証明するものです。提示いただいた被災状況がわかる写真等により確認し、証明書は1週間程度で郵送発行します。

○申請等に必要なもの

・被害状況がわかる写真等を提示（デジカメ・スマホ可）（撮影が難しい方は必要ありません。）
（裏面の内閣府「住まいが被害を受けたときに最初にする事」を参照願います。）

・本人が確認できる書類（運転免許証等）

※罹災した本人または同一世帯以外の方が申請するときは、委任状（申請書等に欄があります）が必要です。

○受付期間

山元町役場：令和4年3月22日（火曜日）から令和4年4月28日（木曜日）

坂元支所：令和4年3月22日（火曜日）から令和4年4月28日（木曜日）

午前9時から午前11時30分、午後1時から午後4時30分（土曜日、祝日を除く）

○申請等先

山元町役場 1階 税務課

坂元支所（ふるさとおもだか館）